

I 計画の位置づけ・期間

この計画は、平成17年度に策定された登別市障害者福祉計画及び障害者自立支援法第88条に基づき、障がい者の自立と社会参加を基本とする障害者基本法の理念を踏まえ、次に掲げる「基本的考え方」に基づいて平成26年度の目標値を設定し、その目標値を達成するために必要な平成24年度から平成26年度までの3年間における障がい福祉サービス量等の必要見込量と、その見込量を確保するための方策及び障がい者等の地域生活を支援する施策を定めて、本市におけるサービス提供体制等の計画的な整備を図ろうとするものです。

なお、本計画は、計画期間中に障害者自立支援法に代わる新たな法律が制定された場合に計画の見直しが必要となる可能性があることから、計画策定の基本的な考え方は、第2期計画（平成21年度から平成23年度まで）の考え方を継承します。

【基本的考え方】

- 1 地域における自立支援の充実
- 2 三障がい共通の支援体制の充実
- 3 お互いを尊重し合えるまちづくり

■ 第3期障がい福祉計画に定める事項

- 平成26年度の目標値
- 各年度における障がい福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込及びその見込量の確保のための方策
- 地域生活支援事業の実施に関する事
- 登別市障害者福祉計画に基づく施策に関する事
- 計画の期間及び見直しの時期
- 計画の達成状況の点検及び評価